

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 熊本県上益城郡御船町大字高木1922番地

氏名 株式会社光栄
代表取締役 古澤 秀樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

再複写禁止 熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成30年11月11日

許可の有効年月日 平成35年11月10日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	収集運搬業 (積替え及び保管行為を含まない)
汚泥	水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。
廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。以下余白

2. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

(裏面に続く)

3. 許可の更新又は変更の状況
- (1) 平成10年11月11日 (新規許可)
 - (2) 平成15年10月30日 (更新許可)
 - (3) 平成20年11月11日 (更新許可)
 - (4) 平成25年 5月14日 (事業範囲の変更許可)
 - (5) 平成25年11月11日 (更新許可)
 - (6) 平成30年10月10日 (更新許可)

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。